

商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名	就職内定者向けローン「みらいず（未来図）」
2. ご利用いただける方	愛知・岐阜・三重県内に居住し、企業等から就職内定を受けている方で、東海3県下で勤務（見込）し、下記条件をすべて満たす方 (1) お申込み時年齢が満20歳以上30歳未満の方 (2) 内定が証明できる書類（内定通知書等）をご提出いただける方 (3) 三井住友カード株式会社の保証が受けられる方
3. お使いみち	ご本人の生活関連資金（卒業旅行資金や留学資金、新生活のための家具・家電購入資金、引越し資金等）や車関連資金（免許取得資金、自家用の自動車・オートバイなどの車両の購入資金等）にご利用いただけます。 ※他債務借換資金および事業性資金、投機資金、反社会的資金は除きます。
4. ご融資金額	10万円以上100万円以内（1万円単位）
5. ご融資期間	変動金利 1年以上5年以内（元金据置期間を含む） 初任給支給月までの期間（最長6ヵ月以内）に限り、元金の返済を据え置くことが可能です。
6. お借入方法	ご融資金は、お借入者名義の東海ろうきん普通預金口座に入金させていただきます。
7. ご返済方法	毎月の定例返済日にご指定の返済預金用口座（東海ろうきん普通預金口座）から引き落としさせていただきます。また、お借入金額の50%を上限として、年2回の加算返済（ボーナス時増額返済）を併用することも可能です。（元利均等返済） 毎月の返済日は任意の日とし、加算返済は1-7月、2-8月より選択していただきます。 (1) 元金据置期間中 お利息のみご指定の返済用口座（東海ろうきん普通預金口座）から引き落とします。均等返済部分は毎月、加算返済部分は6ヵ月毎に利息をお支払いいただきます。 (2) 元利金返済期間中 定例返済日に約定返済金（元金・利息）をご指定の返済用口座（東海ろうきん普通預金口座）から引き落としさせていただきます。 (3) 利息計算方法 均等返済分の利息は、均等返済の部分の元金残高×年利率×1/12で計算します。 加算返済分の利息は、加算返済の部分の元金残高×年利率×経過月数/12で計算します。 借入日から第1回返済日または第1回利息支払日までの期間中に1ヵ月未満の端数日数がある場合、その端数日数については1年を365日とし、日割りで計算します。 初回および最終回返済額は、利息計算の端数処理のため毎回の返済額とは異なる場合があります。
8. 繰上返済	毎月の定例返済に加えて任意の繰上返済が可能です。ただし、融資残高に対する繰上返済日までの経過利息の精算が必要です。 ※繰上返済はろうきんダイレクトでも取扱いが可能です。 ※ろうきんダイレクトのご利用には、別途お申込みが必要です。ろうきんダイレクトのご利用方法は「ろうきんダイレクトご利用の手引き」をご参照ください。
9. ご融資金利	当金庫が定める「労金変動金利型住宅ローンプライムレート（標準金利）」の変動幅に連動して適用金利が年2回変動する変動金利型となります。

商品概要説明書

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は4月1日と10月1日の見直し基準日に見直します。見直し幅（金利変動幅）は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。 ・4月1日の基準金利を直後の6月の返済日の翌日より、10月1日の基準金利を直後の12月の定例返済日の翌日より反映させます。 ・返済額は金利変更の都度、見直します。新返済額が見直し前の返済額より少なくなる場合は、返済額を変更せずに返済期間を短縮します。
10. 担保	不要です。
11. 保証	保証人は原則不要です。 当金庫指定の保証会社（三井住友カード株式会社）をご利用いただきます。
12. 保証料	お客様負担（保証料を金利に上乗せしてお支払いただきます）
13. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ローン取扱手数料 なし ・収入印紙代 お客様負担 ・繰上返済（全額返済含む）手数料 無料
14. 金利情報の入手方法	当金庫ホームページをご覧ください。窓口までお問い合わせください。
15. 苦情処理措置（東海ろうきんへのご相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関するご相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：東海ろうきんお客さまセンター】フリーダイヤル：0120-226616 （受付時間 平日 午前9時～午後5時）</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://tokai.rokin.or.jp/</p>
16. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決をご相談になりたい場合）	<p>愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）、愛知県弁護士会西三河支部（電話：0564-54-9449）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記東海ろうきんお客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>また、お客さまから、上記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、東海ろうきんお客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】フリーダイヤル 0120-177288 （受付時間 平日 午前9時～午後5時）</p>
17. その他	<p>返済条件の変更は、原則受付けておりません。</p> <p>返済金額は東海ろうきんホームページ〈ローンシミュレーション〉でご試算いただけます。</p> <p>審査の結果等によっては、ご利用いただけない場合もございますので、予めご了承ください。</p>

（2024年4月1日現在）